

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 生活支援サービス規程

（目的）

第 1 条 この規程は社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所並びに居宅介護事業所が行う西海市社協生活支援サービス（以下「本サービス」という。）について定めることを目的とする。

（利用者とサービスの種類）

第 2 条 本サービスは、入院中または施設入所中の者が一時外泊等を行う際、日常生活を支援する必要がある場合を対象とする。

2 サービスの種類は次のとおりとする。

(1) ホームヘルパーによる介護や生活援助

(2) 移動入浴車を使った入浴介護

(3) デイサービス

（利用の手続きおよび契約）

第 3 条 本サービスの利用申出は、原則として利用希望日の 1 週間前までに「西海市社協生活支援サービス利用申出書（様式第 1 号）」により行うものとする。なお、緊急を要する場合にはこの限りではない。

本会は利用申出があった場合には速やかに利用希望者の身体状況等を調査し、サービス内容その他必要事項の説明を行い、同意が得られた場合に「西海市社協生活支援サービス契約書」を取り交わしてサービスを開始するものとする。

（営業日および営業時間）

第 4 条 本サービスの営業日、受付時間およびサービス提供時間帯は各サービス事業所の運営規程による。

（利用料）

第 5 条 利用料は次のとおりとし、サービスに使用する車輛の燃料代（移動入浴車の灯油代を含む）は利用料に含まれるものとする。

(1) ホームヘルパーによる介護や生活援助

(ア) 8：00～18：00 の時間帯

訪問介護員 1 名 30 分あたり 1,800 円

（その後 30 分追加する毎に 500 円加算）

(イ) 上記以外の時間帯

訪問介護員 1 名 30 分あたり 2,250 円

（その後 30 分追加する毎に 600 円加算）

(2) 移動入浴車を使った入浴介護 1 回 7,000 円

(3) デイサービス 1 回 4,000 円（別途食事代 350 円）

2 次に掲げる費用については利用者の負担とする。

(1) ホームヘルパーによる介護や生活援助、移動入浴車を使った入浴介護

橋の通行料、フェリー代および乗船賃

(2) デイサービス

日常生活において通常必要となる費用で、利用者負担が適当と認められる経費

3 利用料の徴収方法は本会が行う他のサービス負担金の徴収方法による。

（サービス内容等の変更）

第 6 条 利用者からサービス内容の変更申出があったときは、前項の契約書の内容を変更するものとする。

（利用者の解約権）

第 7 条 利用者は、本会に対していつでもこの契約を解約することができる。

この場合、1 週間以上の予告期間をもって「西海市社協生活支援サービス解約申出書（様式第 2 号）」で届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約される。（本会の解除権）

第 8 条 本会は、利用者が故意に不法な行為を行った場合で、本会が改善を求めたにもかかわらず利用者がこれに応じない場合には、即日をもってこの契約を解除することができる。

（契約の終了）

第 9 条 次の各号の何れかに該当するに至った場合には、この契約は終了する。

一 利用者から事前に契約更新拒否の申し出がなされて、契約期間が満了したとき

二 第 7 条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされて予告期間が満了したとき

三 第 8 条に基づき、本会から契約解除の意志表示がなされたとき

（損害賠償）

第 10 条 本会は、自らの責めに帰すべき事由により、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、不可抗力による場合を除き、利用者に対してその損害を賠償する。

（緊急時の対応）

第 11 条 本会は、サービス提供中に利用者の症状に急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り必要な措置を講じるとともに、利用者の家族等の緊急連絡先に直ちに連絡する。

（秘密保持）

第 12 条 本会は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らさないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ利用者の了解を得た場合には条件を限定して情報提供することができる。

（苦情処理）

第 13 条 苦情処理に際しては、本会が別に定める「利用者からの苦情解決の取組みに関する実施要綱」に基づき、誠意を持って対応にあたる。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 24 日に制定し、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

（様式第 1 号）

西海市社協生活支援サービス利用申出書

- ☐ ホームヘルパーによる介護や生活援助
- ☐ 移動入浴車を使った入浴介護
- ☐ デイサービス

希 望 日 時	
備 考	利用：定期・不定期

申し込み日 平成 年 月 日

西海市社会福祉協議会

（事業所名） 御中

利用者住所	西海市 町
利用者氏名	印

代理人住所	
代理人氏名	印

(様式第 2 号)

西海市社協生活支援サービス解約申出書

- ☐ ホームヘルパーによる介護や生活援助
- ☐ 移動入浴車を使った入浴介護
- ☐ デイサービス

解約期日	
備 考 (理由等)	

解約申出日 平成 年 月 日

西海市社会福祉協議会

(事業所名) _____ 御中

利用者住所	西海市 町
利用者氏名	印

代理人住所	
代理人氏名	印